介護保険料の減免制度をご存じでしょうか?

B-0-83-0-8-0

4月から月1000円(基準段階)の値上げとなった介護保険料。

共産党市議団としても減免制度 の拡充を求めてきましたが、この 4月から、制度の運用が一部改善 され、拡充されました。

介護保険料の所得段階が第3、

4 段階(世帯全員が市民税非課税 で課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円を超える場合) の方で、次のいずれにも該当する 方については、保険料が第1段階 の額に減額される場合がありま す。

【減免の内容】

「第3段階」 年額3960円(月3300円) ⇒31680円(月2640円) 「第4段階」 年額47520円(月3960円) ⇒31680円(月2640円)

- ① 世帯の年間収入見込額(給与、年金、事業所得等全ての収入) が減免基準額(下表参照)を超えない方。
- ② 健康保険などの医療保険において、被扶養となっていない方。
- ③ 預貯金額が単身世帯で 200 万円、2 人世帯で 400 万円、3 人世帯以上で 500 万円を超えない方。
- ④ 本人及び同一世帯の方が、<u>居住用以外に処分可能な土地・家屋</u> を有していない方(※)。
- ⑤ 介護保険料の滞納がない方。

(※) これまでは、居住用以外に処分可能な土地・家屋を持っていれば減免制度が受けられませんでしたが、田畑や山林なども含む土地については、すぐに処分できないものについては、所有していても、減免を受けることができるようになりました。



	収入基準額 (年額)	預貯金基準額
単身世帯	100 万円	200 万円
2人世帯	150 万円	400 万円
3人世帯	200 万円	500 万円
4 人世帯	250 万円	
以後1人増えるごとに50万円加算		500 万円が上限

生活保護の相談窓口が広がりました

- * (新)中央・東・西・南・北区役所
- * (新)託麻・清水・幸田総合出張所
- * 北部・飽田・天明・城南総合出張所

日本共産党市議団にお気軽にご相談<ださい! 緊急入院となった A さんなど、生活保護を受給し、 安心して治療を受けることができました!

A さん(49 歳・男性)は、漁業を営んでいましたが、船が壊れ、修理の費用もなく、昨年 12 月から仕事ができなくなり、途方に暮れ、飲酒の量も増えていました。兄弟が心配して、内科を受診したところ、アルコールによる肝障害があり、アルコール病棟のある病院に緊急入院となりました。福祉事務所から出張面接を受け、生活保護を受給することができました。

Bさん(58 歳・男性)糖尿病の合併症により、視力が低下していましたが、昼間だけサングラスをかけ、タクシーの運転手をしていました。収入も少なく、糖尿病の薬も中断しがちでした。生活保護を受給し、治療に専念することができました。

C さん(66 歳・女性)1 人暮らし失業中で収入なし。国立病院に救急車で運ばれ、緊急手術となり兄さんより、医療費の相談をうけ、生活保護を申請しました。2 年間家賃滞納もあり、食事も食べられない状態が続いていたようです。「もっと早く、生活保護を受けておればよかったのに」と思いました。



日本共産党 市議会だより 2012 年 4 月 15 日